

## オープンカウンター方式による見積依頼公告

本調達は「電子調達システム」を利用した手続きにより実施するものとする。ただし、「紙」による見積書の提出も可とする。

令和8年6月23日

支出負担行為担当官  
近畿農政局長 志知 雄一

### 1 オープンカウンター方式による見積合わせに付する事項

- (1) 件名 令和8年度京都農林水産総合庁舎  
簡易専用水道法定検査及び水質検査業務
- (2) 仕様等 仕様書のとおり
- (3) 履行期限 令和9年3月26日まで
- (4) 履行場所 仕様書のとおり

### 2 見積参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の営業品目「調査・研究」、「建物管理等各種保守管理」もしくは「その他」において「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている近畿地域の競争参加資格者であること。又は、令和7・8・9年度近畿農政局随意契約登録者名簿「役務の提供等契約」の営業品目「調査・研究」、「建物管理等各種保守管理」もしくは「その他」の登録者であること。
- (4) 公告の日から見積書の提出期限までの期間に、近畿農政局長から近畿農政局物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領（平成26年10月8日付け26近総第449号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請があり、指名を行わないこととした者に該当しない者であること。
- (6) 国土交通省が公表している簡易専用水道検査機関登録簿に京都府（京都市）を検査区域として登録されていること。

### 3 仕様書等の交付場所及び問い合わせ先

- (1) 紙媒体による交付場所及び問い合わせ先

〒602-8054 京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町  
近畿農政局会計課 庁舎管理係  
電話 075-414-9056

- (2) 電子媒体による交付場所

ア 電子調達システム

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>

イ 近畿農政局ホームページ

[https://www.maff.go.jp/kinki/soumu/kaikei/order/open\\_counter.html](https://www.maff.go.jp/kinki/soumu/kaikei/order/open_counter.html)

#### 4 見積書の提出場所及び期限

##### (1) 見積書の提出場所

上記3の(1)または(2)アに同じ

##### (2) 見積書の提出期限

令和8年7月3日午前9時00分から令和8年7月7日午後5時00分まで(行政機関の休日を除く。)に、上記3の(1)宛てに持参若しくは郵送(送達過程が記録される書留郵便等にて必着)又は電子調達システムにより送信すること。なお、全省庁統一資格を有する者である場合は、参加資格を証明する書類(競争参加資格証明書の写し)を併せて持参若しくは郵送すること。(電子調達システムによる場合は必要ない。)

#### 5 見積合わせの日時及び場所

(1) 日時 令和8年7月8日 午前10時00分から

(2) 場所 近畿農政局 入札室

#### 6 オープンカウンター方式による見積依頼公告等に関する質問

この見積依頼公告及び仕様書に対する質問がある場合は、令和8年6月30日午後5時00分までに、電子メールにより提出すること。提出の際は以下を参考にする。

(1) 提出先: kinki\_kanzaig@maff.go.jp

(2) メール件名: 「令和8年度京都農林水産総合庁舎 簡易専用水道法定検査及び水質検査業務」の質問について

(3) メール本文への記載事項: 件名、事業者名、担当者名、連絡先電話番号、質問内容

なお、電子メールでの提出が困難な場合は、書面(様式任意)の持参で、上記3(1)あてに提出することも認める。ただし、電話による質問は受け付けない。

回答は、令和8年7月2日頃に近畿農政局ホームページに掲載する。

#### 7 その他

本公告に記載なき事項は、近畿農政局オープンカウンター方式実施要領による。

#### お知らせ

1 農林水産省発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規定に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当省のホームページ

([https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403\\_jigyousya.pdf](https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf)) をご覧下さい。

2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について(令和2年7月17日閣議決定)に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。

3 農林水産省では電子調達システムを利用した電子入札・電子契約を推進しています。

詳しくは調達ポータルホームページ

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/resources/app/html/beginner.html>